

県議会議員旅費制度の見直しについて

1 一般職員の旅費制度の見直し案について

(1) 概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費制度の見直しを行うこととしており、「職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例」の改正案を令和7年第2回定例会で提案予定。

(2) 主な改正内容（詳細は条例改正後、規則、訓令等で規定）

ア 宿泊費【現行：宿泊料】

- ・ 宿泊料金（夕朝食代を含む）として定額で支給しているが、実費支給（素泊まり上限付き）に変更

区分	現行（定額）	改正案（上限額）※
国内	11,700円（乙地方） 13,000円（甲地方）	8,000円～19,000円 （都道府県ごと）
外国	10,700円（2級以下, 丙地方） 22,500円（6級以上, 指定都市）	8,000円～59,000円 （都市ごと）

※改正案（上限額）

内国旅行 最大は東京都、埼玉県、京都府。最低は福島県、鳥取県、山口県。

外国旅行 最大は米国（ボストン）。最低はインドネシア（メダン）

※国内、外国ともに、実費が上限額を超える場合は、個別協議で増額調整可

イ 宿泊手当【新設】

- ・ 宿泊費の実費支給化に伴い夕朝食代等に相当する宿泊手当を新設

区分	現行	改正案（定額）
国内	-	2,400円
外国	-	3,900円～5,400円（国ごと）

※宿泊手当は朝食代、夕食代、諸雑費に充当する旅費として支給

※宿泊費に夕朝食代を含む場合、定額の1/3、夕食代又は朝食代を含む場合、定額の2/3

ウ 交通費（鉄道賃）

- ・ 国内旅行における特急料金の支給要件（1運行区間100km以上）を廃止。ただし、利用にあたっては別途基準を設ける予定。

エ 国内旅行の旅行雑費、外国旅行の日当の廃止

- ・ 国内旅行の旅行雑費は廃止する。
- ・ 外国旅行の日当は昼食代や現地巡回費に充当する旅費として支給しているが、昼食代は通常の勤務時でも必要となる費用であることから支給しない。現地巡回費は実費支給とする。

2 県議会議員及び知事等特別職の旅費制度の見直し案について

(1) 概要

県議会議員及び知事等特別職の旅費について、宿泊料等は内閣総理大臣等の特別職や事務次官等の指定職職員に準じて各条例別表で定めており、それ以外は基本的には県職員の例により計算する。

特別職について、職員の旅費制度に準じた見直しを行った場合、次のとおりとなる。

(2) 主な改正内容

ア 宿泊費【現行：宿泊料】

- ・ 宿泊料金（夕朝食代を含む）として定額で支給しているが、実費支給（素泊まり上限付き）に変更

区分		現行（定額）	改正案（上限額）※
国内	正副議長・知事 県議会議員・副知事等	16,500 円	17,000 円～40,000 円
	行政委員		11,000 円～27,000 円
外国	正副議長・知事	19,300 円～32,200 円	13,000 円～94,000 円
	県議会議員・副知事等	17,400 円～29,000 円	
	行政委員	15,500 円～25,700 円	9,000 円～65,000 円

※改正案（上限額）内国旅行 最大は東京都、埼玉県、京都府。最低は福島県、鳥取県、山口県。
外国旅行 最大は米国（ボストン）。最低はインドネシア（メダン）

※国内、外国ともに、実費が上限額を超える場合は、個別協議で増額調整可

イ 宿泊手当【新設】

- ・ 宿泊費の実費支給化に伴い夕朝食代等に相当する宿泊手当を新設

区分		現行	改正案（定額）
国内	正副議長・知事 県議会議員・副知事等	-	2,400 円
	行政委員		
外国	正副議長・知事	-	3,900 円～5,400 円（国ごと）
	県議会議員・副知事等		
	行政委員		

※宿泊手当は朝食代、夕食代、諸雑費に充当する旅費として支給

※宿泊費に夕朝食代を含む場合、定額の 1/3、夕食代又は朝食代を含む場合、定額の 2/3

ウ 交通費（鉄道賃）

- ・ 職員同様に支給要件を廃止する。

エ 国内旅行の旅行雑費、外国旅行の日当の廃止

- ・ 職員同様に廃止する。

<現行> 国内旅行の旅行雑費：120 円（出発地と用務地の直線距離 1 km 以上の場合）

外国旅行の日当：正副議長・知事 6,300 円～10,500 円

県議会議員・副知事等 5,700 円～ 9,400 円

行政委員 5,100 円～ 8,300 円

(3) 「車賃」から「その他交通費」への改正（県議会議員）

現行も実費支給であるが、自家用自動車を使用して旅行する場合、実勢価格を踏まえ 15 円/km→18 円/kmとする。また、名称を「車賃」から「その他交通費」に改める。

（ 現行条例では、「車賃の額は 15 円/km」を条例で規定しているが、職員については、同じ金額を規程で規定している。今回、「県職員が自家用自動車を使用して旅行する場合の旅費の支給の例」と改正することで、金額改正の際に条例改正の必要がなくなる。 ）

3 施行予定日

職員、特別職ともに令和 7 年 10 月 1 日